

## 益田地域保健医療対策会議 医療・介護連携部会設置要領

### 1 設置の目的

益田圏域における医療提供体制及び医療・介護の連携体制について、関係機関と諸課題の情報共有・協議を行うことを目的に、益田地域保健医療対策会議設置要綱第6条に基づき医療・介護連携部会（以下「部会」という。）を設置する。

### 2 検討項目

- (1) 益田圏域の地域医療構想に関する事項
- (2) 地域医療介護総合確保基金に関する事項
- (3) その他、医療及び介護の総合的な確保に関する事項

### 3 構成

- (1) 部会委員は、医療及び介護の関係者並びに行政関係者とし、別紙の団体・機関をもって構成する。
- (2) 部会長は必要があると認めたときは、部会に関係者の出席を求められることができる。

### 4 会議の運営

- (1) 部会には部会長を置き、会議の議長は部会長が務める。
- (2) 部会の議事は、別に会議において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (3) 部会の庶務は、益田保健所医事・難病支援課において処理する。

附則 この要領は、平成26年12月2日から施行する。

附則 この要領は、令和2年12月9日から施行する。

(別紙) 益田地域保健医療対策会議 医療・介護連携部会構成団体

NO	構成団体
1	益田赤十字病院
2	益田地域医療センター医師会病院
3	松ヶ丘病院
4	津和野共存病院
5	六日市病院
6	益田市医師会
7	鹿足郡医師会
8	益田鹿足歯科医師会
9	島根県薬剤師協会益田支部
10	島根県薬剤師会鹿足支部
11	島根県訪問看護ステーション協会益田支部
12	島根県保険者協議会
13	老人福祉施設協議会益田支部
14	島根県介護支援専門員協会益田地域協会
15	介護老人保健施設
16	益田社会福祉協議会
17	益田市
18	津和野町
19	吉賀町
20	益田保健所